

## 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和7年1月分)

### ○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・インシデント（2件）

	概 要	場 所
1	【その他】 出口ドア及び戸閉表示灯の確認を怠り、出口ドアが開いた状態で、約30m走行したもの。	宇宿一丁目停留場～ 脇田停留場 (1系統下り)
2	【異線進入】 信号及びポイント開通方向の確認を怠り進行し、車両前方台車が車両基地方面へ異線進入したもの。	市立病院前停留場～ 神田（交通局前）停留場 (2系統下り)

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・該当ありませんでした。

今回は2件のインシデントにより、市民の皆さんに多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなトラブルを発生させないよう、再発防止に取り組んでまいります。

### ○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

- ・該当ありませんでした。

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。